

# 進路だより

平成31年1月23日(水)発行



お預かりした公立高校への出願書類は、高専を除いて、21日(月)にすべて各校へ提出いたしました。28日(月)までに、高校から受検票が届く予定です。学力検査実施日が近くなったら配付いたします。それまでは、中学校で大切に保管いたします。

また、今週の25日(金)は、道内公立高校入学者選抜の出願状況の発表日です。気を付けていただきたいことは、今回の倍率やこれから何度も発表される出願状況の変化に、一喜一憂することなく、**当初の目標達成に向けて努力することが大切**ということです。出願状況を正しく理解し、正しい判断をしていただきたいと思います。

さて、この出願状況の発表を受けて、28日(月)から出願変更の受付が始まります。本号では、倍率の見方と出願変更の手続きや注意点についてご説明します。

## 出願変更にかかわる主な日程

- ・ 1月25日(金)の10:00に公立高校一般出願状況の発表があります。これは、この時間に各高校で掲示され、かつ道教委から発表(ウェブ掲載)されます。
- ・ 1月30日(木)の16:30に公立高校一般出願状況の中間発表があります。これは、この時間に各高校で掲示の形で発表されます。
- ・ 2月13日(水)の10:00に公立高校一般出願状況の発表があります。これは、この時間に各高校で掲示され、かつ道教委から発表(ウェブ掲載)されます。

## 「倍率」があらわすものとは…

### (1) 「倍率」に惑わされない、勝手にだまされないために

- ① 1.1倍や1.2倍という倍率は、各高校の募集人員(定員)に対して出願者がどの程度いるのかを把握するには、たいへん便利なものです。しかし、この倍率はこのままでは不正確なのです。なぜなら小数第2位を四捨五入しているため、1.05倍も1.14倍も同じ1.1倍と発表されるのです。1.05倍と1.14倍とでは、大きな違いがあります。募集人員が同じ320名のA高校とB高校で倍率が同じ1.1倍でも、下の表のように実際に合格できない人数は大きく異なります。

高校	募集人員	出願者数	発表される倍率	本当の倍率	合格できない人数
A	320名	336名	1.1倍	1.05倍	16名
B	320名	364名	1.1倍	1.14倍	44名

- ② 他にも、募集人員が違う高校同士を、発表される(小数第2位を四捨五入された)倍率だけで判断するのも危険です。募集人員が360名のC高校と240名のD高校で、倍率が同じ1.1倍(1.10倍)でも、下の表のように実際に合格できない人数は異なります。

高校	募集人員	出願者数	発表される倍率	本当の倍率	合格できない人数
C	360名	396名	1.1倍	1.10倍	36名
D	240名	264名	1.1倍	1.10倍	24名

上の(1)(2)により、発表される倍率だけの情報で、単純に比較することはできません。自分で本当の倍率を計算してみたり、出願者数が募集人員より何人多いか計算してみたりして、情報(出願状況)を正しく理解してください。

### (2) 推薦選抜もあることをお忘れなく

一般選抜より先に選抜される推薦出願者が存在します。推薦選抜において、合格内定となった者がいれば、その分、入学枠が減少します。例えば、募集人員が320名の全日制普通科高校は、最大20%の64名までを合格内定にできます。また、合格内定とならなかった推薦出願者は、再出願することができます。そのため、本当の出願状況は入試直前の2月27日(水)の再出願後の出願状況の発表までわかりません。

## 公立高校の出願変更手続きの流れについて

出願者は1回だけ出願変更が認められています。ただし、出願変更には条件や制限があります。詳細については、10月に行いました進路説明会の資料や進路のしおりをご覧ください。「出願変更願」の提出は、保護者の方に来校していただき、手続き（内容の確認と署名、高校への書類提出等）を行っていただきます。

公立高校が出願変更を受ける期間は、1月28日（月）～2月1日（金）の9：00～16：30です。（最終日の2月1日（金）は9：00～16：00）

そのため、本校では、余裕をもって適切に出願変更できるように、中学校での出願変更の受付日程を下記のように設定しています。※進路説明会でお知らせした日程とは若干異なります。

校内受付期間は上記の期間・時間とは異なりますので、ご注意ください。下記の受付期間以外では、授業時間や進路手続きと重なるなどのため、受付が難しいかもしれません。どうしてもご都合がつかない場合は、ご相談ください。受付時は、進路係（田口）をお尋ねください。

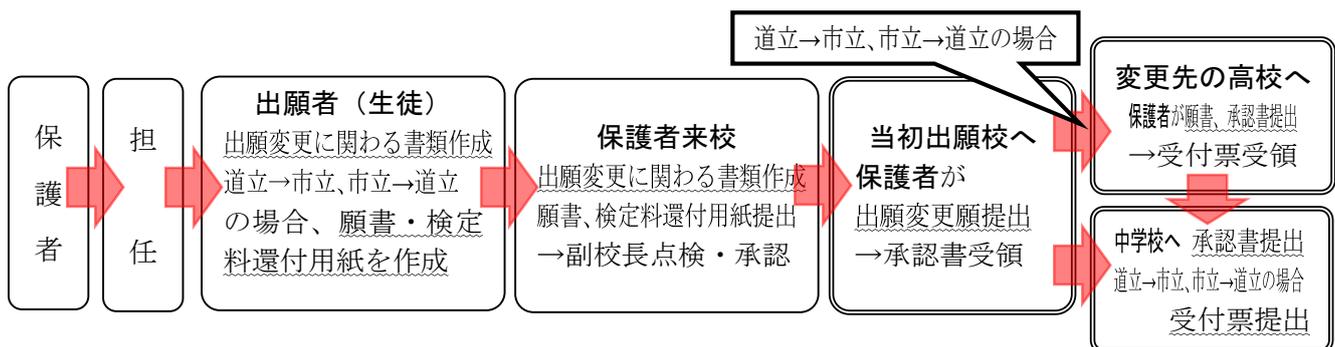
### 公立高校出願変更希望者 校内受付期間（時間）

1回目	<b>平成31年1月28日（月） 9：00～11：00 , 13：00～15：00</b> ※1/25までに保護者から学級担任に申し出てください、出願変更手続き関係書類を受け取り記入しておいてください。
2回目	<b>平成31年1月29日（火） 11：00～15：00</b> ※1/28までに保護者から学級担任に申し出てください、出願変更手続き関係書類を受け取り記入しておいてください。
3回目	<b>平成31年1月30日（水） 9：00～13：00</b> ※1/29までに保護者から学級担任に申し出てください、出願変更手続き関係書類を受け取り記入しておいてください。
4回目 （最終）	<b>平成31年1月31日（木） 9：00～13：00</b> ※1/30までに保護者から学級担任に申し出てください、出願変更手続き関係書類を受け取り記入しておいてください。

※手続きが遅れると、受付が一切認められません。そのため、2/1（金）は、手続きが間に合わないことも考えられるので、校内の受付は1/31（木）を最終日とします。

### <出願変更手続きのおもな流れ>（出願変更を希望する場合のみ）

- ① 上記の日付の前日までに、保護者から学級担任へ電話でご連絡ください。（9：00～17：00 受付）
- ② 保護者の方の来校日時を確認いたします。
- ③ お子様を通して、出願変更に関わる書類（「出願変更願」含む）を渡しますので、必要事項を記入してください。（生徒と保護者の署名が必要）
- ④ 保護者の方は、確認した日時に来校し、出願変更に関わる書類を中学校に提出してください。
- ⑤ 保護者の方は、当初出願した高校と変更先の高校へ行き、書類提出等の手続きをしていただきます。手続きを済ませたら、高校から渡された書類を中学校に提出してください。



※ 詳しい手続きについては、来校された際にご説明いたします。

※ 来校時に書類を作成する際、生徒本人の署名を書く欄があるなどのことから、時間によっては、生徒本人が授業を受けずに書類を作成する場合があります。

※ 「出願先高校→変更先高校」が「道立→市立」「市立→道立」の場合は、願書を書き直していただきます。願書は、出願変更に関わる書類と一緒にお子様を通じてお渡しします。また、検定料還付手続きを行うため、銀行口座番号などが記入できるようご準備ください。

※ 願書と出願変更に関わる書類の保護者署名欄には、同一の氏名を署名していただきます。また、銀行口座の名義も同一の氏名となります。